

お知らせ

クマ出没注意報発令中!!



県内のツキノワグマの目撃件数は前年度並みですが、4月以降ツキノワグマによる人身被害が2件発生しています。6月以降の発生事由と対策をよく確認し、被害に遭わないようご注意ください。

○6月は交尾期のピークを迎えます。

- ・若いオスグマは大きなオスグマに勝てず、山から追い出されてしまいます。
 - ・子連れの母グマは子グマを大きなオスグマから守るために山から離れます。
- ⇒里に下りてくる条件が揃い、人身被害の発生につながる要因となります。
⇒藪や河川敷等、過去に出没したルートは特に注意が必要です。

○桜の実に誘引例があります。

- ・桜並木や公園、神社仏閣等はクマの痕跡（傷や糞など）に注意する。

○未収穫果実や残飯等の誘引物を放置しない。

- ・今後、果実の収穫時期を迎えますが、取り残しのないようにお願いします。
- ・生ゴミや食品の臭いのついた容器等でも寄ってきますので適正に処分しましょう。

◎誘引物・農作物の管理で夏以降の出没ピークを低く抑えられる効果がありますので、ご協力をお願いします。

☎産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986

お知らせ

町税がスマートフォンで納付できます 「いつでも」・「どこでも」スマホで決済!!

令和3年4月1日より、スマートフォン決済アプリを利用して、納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで、町税を納付することができます。

■納付できる町税

- ・町県民税（普通徴収）
- ・固定資産税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税

■利用できるスマートフォン決済アプリ

- ・「PayPay」 ・「FamiPay」
- ・「LINEPay」 ・「楽天銀行コンビニ支払いサービス」
- ・「PayB」

◎24時間、出かけることなく納付ができます。



※利用方法や注意点など、詳しくはQRコードからご確認ください。

☎税務課収納係 ☎ 585-2780

お知らせ

住宅応急修理の期限が延長されました

令和3年福島県沖地震により「準半壊」以上の被害を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理（595,000円以内（準半壊の場合300,000円以内））する住宅応急修理制度について、期限が延長されましたのでお知らせします。

■受付完了期限 令和3年8月31日

■工事完了期限 令和3年10月31日

※今後も状況により延長される場合があります。

☎建設課管理係 ☎ 585-2972

お知らせ

「町民ハイキング～夏山を楽しむ～」の参加者を募集します

■日時

7月25日(日) 午前7時30分集合・午後4時30分頃解散 ※雨天中止・小雨決行

■目的地

熊野山(山形県長井市・飯豊町) 標高670m(片道1時間30分程度)

展望地からは置賜盆地や祝瓶山等の山々の眺望を楽しむことができます。

日帰り温泉施設「はぎ乃湯」と道の駅「川のみなと長井」を經由して帰路に就きます。

<案内人>公益社団法人日本山岳ガイド協会認定ガイド 八木 文明 氏

■定員

町内在住又は在勤の一般20名(先着順)

■参加料

2,000円(バス代、入浴代込み)

■申し込み

7月6日(火) 午前9時～ 公民館窓口のみ(電話での申し込み不可)

お一人様2名分まで受付可、参加料を添えてお申し込みください。

☎生涯学習課文化スポーツ係 ☎585-2676

お知らせ

「福島県民の日」に公共施設を無料開放します

福島県民の日(8月21日(土))に、福島県民を対象に町施設の使用料を免除(無料開放)します。

■対象施設

(1)国見町観月台文化センター

・各会議室等(ホールを除く) ・体育館

※冷房加算料、持込機器の電源使用料は別途必要です。

(2)国見町上野台運動公園

・総合運動場 ・テニスコート ・上野台体育館 ・グリーンアリーナ923 ・柏葉体育館

※照明設備、付属設備(電源、コインシャワー等)の使用料は別途必要です。

■利用方法

・団体使用…通常どおり申請書と報告書を提出してください。

・個人使用…備え付けの利用者名簿に必要事項を記入してください。

※福島県民の日について

明治9年8月21日に、旧福島県、磐前県及び若松県の3県が合併して現在とほぼ同じ福島県の姿が誕生したことにちなみます。郷土への理解を深め、郷土愛を育みながら、県民が心を合わせて、より豊かな福島県を築き上げ次世代に引き継ごうと、平成9年に制定されました。

☎生涯学習課文化スポーツ係 ☎585-2676

お知らせ

『無許可』の回収業者を利用しないでください!

ご家庭の廃棄物を回収するには、町の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では回収できません。

無許可業者によって回収された廃家電が不法投棄や不適正処理された事例が全国で報告されていますので、廃棄物の正しい処分をお願いします。

☎住民防災課環境防災係 ☎585-2116

お知らせ 第6次国見町総合計画を配布します



国 見町のまちづくりの指針として策定した、第6次国見町総合計画を広くにみお知らせ版6月25日号とあわせて全世帯に配布します。基本理念「命を大切に誰もが幸せに暮らすまちくにみ」の実現に向け、町民のみなさんと行政が協働でまちづくりを推進できるよう、より一層のご理解とご協力をお願いします。

☎ 企画調整課総合政策係 ☎ 585-2217

お知らせ 上水道の漏水調査を行います

上 水道の効率的な施設管理を図るため、漏水調査を行います。調査に当たっては、みなさまのご協力をお願いします。

■調査期間

令和3年7月1日(金)～令和3年11月30日(火)

■調査時間帯

宅地内漏水調査（日中のみ）

■調査区域

国見町上水道給水区域内の各戸

■調査内容

調査員が各戸敷地内の水道メーター等に直接音聴棒を当て、異常音の有無で漏水を確認調査するものです。
※調査員は身分証明書と腕章を携帯しています。

■調査業者

株式会社 島工業（郡山市富久山町久保田字古町161・☎024-935-5667）

☎ 上下水道課水道係 ☎ 585-2997

お知らせ 環境影響評価準備書を縦覧します

宮 城県白石市内において、合同会社白石越河風力が計画している白石越河風力発電事業（仮称）に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の結果をとりまとめた「環境評価準備書」を縦覧し、意見を収集しています。

■縦覧場所

国見町役場1階 住民防災課（赤の窓口1番）

■縦覧期間

6月24日(金)～8月10日(火) 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

■インターネットによる公表

<https://www.ar-windenergy.com>（事業者のホームページ）

■意見書の受付

環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱へ投函するか、問合せ先へ郵送してください。※意見書は縦覧場所に備え付けています。（上記ホームページからダウンロード可能）

■意見書の提出期限

8月10日(火) ※郵送の場合は、当日消印有効

☎ 合同会社白石越河風力 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート
☎ 03-3512-5969 担当：片桐、岡部

お知らせ

ホールボディ・カウンタによる内部被ばく検査のお知らせ

福島県では、県内4方部6か所にホールボディ・カウンタ搭載車両を常駐して、内部被ばく検査を実施しています。検査を希望される方は申し込みください。

■実施場所

福島市保健福祉センター（福島市森合町10番1号）

■検査日

毎週水、金、土曜日（祝日・年末年始を除く）

午前10時～午後3時30分（最終受付時間：午後3時）

※天候や機械点検等により検査が休みの場合がありますのでご了承ください。

■検査対象者

以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当し、検査を希望する方

ただし、法令等により事業者に原子力発電作業所や除染等作業所の内部被ばく検査を義務づけられる場合は、他に受検機会が確保されるため、当該作業員を除く。

（ア）検査実施前日の時点で福島県内の市町村に住民票がある方、又は福島県内の事業所や学校等に通勤・通学している方。

（イ）平成23年3月12日時点で福島県内の市町村に住民票があった方もしくは居住していた方、又はそれらの方から平成24年4月1日までに出生した方。

（ウ）平成23年3月12日時点で福島県外に住民票があった方のうち、福島県県民健康調査の対象とされた方。

■検査費用

無料（検査会場までの交通費は各自で負担をお願いします）

■申込方法（検査は予約制のため、希望する方は電話で申し込みください）

福島県県民健康調査課 ホールボディ・カウンタ受付専用ダイヤル

☎090-7901-1306（午前9時～午後5時 土日祝日・年末年始を除く）

※検査日の前週の金曜日までに申し込みください。

☎ほけん課保健係 ☎585-2783

お知らせ

—80歳以上で20本以上の歯がある方—

ハチマルニイマル

「歯っぴいライフ8020」に応募してみませんか

歯っぴいライフ8020運動とは、「80歳で20本の歯を残そう」を生涯の健康目標とする8020運動の一環として、福島県と福島県歯科医師会が、現在十分機能している歯を20本以上保持している80歳以上の方に認定証を交付するものです。対象に該当する方は奮ってご応募ください。

■対象者 80歳以上（昭和16年6月30日以前生まれ）で十分使える歯が20本以上ある方

※ただし、すでに認定証をお持ちの方は除きます。

◎令和4年度から対象を「80歳以上の方」から「その年度に80歳以上になった方」に変更します。80歳以上の方は今回の募集期間内にご応募ください。

■応募期間 令和3年10月30日☎まで

■応募方法 かかりつけ又は最寄りの歯科医院に応募することを申し出て健診を受ける。

※健診は無料ですが、治療が必要な箇所が見つければ治療費がかかります。

■認定証の交付 所定の要件を満たした応募者全員に「歯っぴいライフ8020」の認定証を交付します。

なお、認定証については福島県歯科医師会から郵送します。（令和4年1月下旬予定）

※該当者の情報は、福島県・福島県歯科医師会より提供いただくことになっています。

☎福島県保健福祉部健康づくり推進課 ☎521-7640